

障がいのある方が安心して暮らすためのパンフレット ～ 支援者編 ～



障がいのある方やご家族は、どのようなことを不安に思っているのだろう？

Q 親と生活できなくなったら、困った時どこに相談すればいいんだろう。

A どこに相談していいかわからない時に相談できる窓口があります。
(詳しくは 2 ページをご覧ください)

Q お金の管理や手続きを自分で行うことができない時はどうすればいいんだろう。

A お金の管理や手続きを代わりに行ってくれる人がいます。
(詳しくは 3 ページをご覧ください)

Q 病院にかかるお金が多くなったら心配。

A 手当や医療費を安くする制度があります。
(詳しくは 4 ページをご覧ください)

Q 将来の住む場所や日中の居場所はどうすればいいんだろう。

A 住む場所や日中通う場所はいろいろあります。体験利用が可能なものもあります。
(詳しくは 5～6 ページをご覧ください)

保護者が健康なうちに、サービスの利用を考えておきましょう！



相談支援事業所一

基幹相談支援センター

概要：障がいのある方やその家族の皆さんのための最初の相談窓口として、相談支援を行う機関です。ご相談内容により、他の機関と連携し解決を目指します。障害者手帳をお持ちでない方や難病などの方も、広くご相談いただけます。また、障害者虐待防止センター（緊急時は24時間対応）としての相談受付窓口になっています。

名前	戸田市障害者基幹相談支援センター
住所	大字上戸田5番地の6
電話番号	電話：048-446-6785 FAX：048-446-6752
開いている時間	月曜～土曜日 8時30分～17時15分
担当地区	市内全域 (市外援護者、転入予定者等を含む)



委託相談支援事業所

概要：障害のある方の生活全般に関する相談支援を行います。基幹相談支援センターで受け付けた相談について、基幹相談支援センターと連携して対応に当たります。基幹相談支援センターを通さず、直接委託相談支援事業所に相談することもできます。年末年始等の休日は、各事業所で異なりますので確認してください。

名前	ひかり	四季
住所	本町2-16-3 ハイツヨシタカ107	上戸田3-23-32
担当地区	喜沢・喜沢南・下前・中町・本町・ 下戸田・南町・川岸・戸田公園	上戸田・新曽・新曽南・下笹目・氷川町・ 美女木・美女木東・笹目・笹目北町・ 笹目南町・早瀬
電話番号	電話：048-229-7038 FAX：048-229-7065	電話：048-420-2557 FAX：048-420-2558
開いている時間	月曜～金曜日 8時30分～17時15分	月曜～金曜日 9時～17時
地図		

親に代わっての支援

Q 自分だけでお金の管理や契約手続きをするのが心配です。

A 本人の判断能力やお願いしたい内容によって、代わりにやってくれる人をつけられます。

成年後見制度

何をしてくれる？	財産管理やサービス利用の契約等をします。
誰が利用できる？	判断能力が十分でない方。
費用は？	相談は無料です。 申立てに関する費用及び成年後見人等の報酬費がかかります(費用の助成制度あり)。

【相談窓口】戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL: 048-441-1800 FAX:048-444-5588
2 ページの「相談支援事業所一覧」に記載のある事業所

日常生活支援事業 (あんしんサポートねっと)

何をしてくれる？	安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。
誰が利用できる？	判断能力が十分でない方。 本事業の契約内容について理解している必要があります。
費用は？	相談は無料です。 サービスの利用は有料です。

【相談窓口】戸田市社会福祉協議会 TEL:048-442-0309 FAX:048-442-3996

災害に備えた対応について

Q 災害が起こる前にできることはないかな？

A 災害に備えて、以下を知っておきましょう。

戸田市避難行動要支援者避難支援制度	大規模災害発生時における避難対策として、地域の方々に、一人で避難することが困難な高齢者や障がい者の方(避難行動要支援者)の避難支援をお願いし、災害の犠牲にならないようにするための制度です。
福祉避難所	高齢の方や、障がいのある方、その他避難所生活に際して、特に配慮が必要な方々を受け入れる施設です。原則として、避難所が開設された後、必要に応じて開設されます。避難所へ持っていく必要なものを普段から準備しておきましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健センター ・笹目コミュニティセンター ・戸田かけはし高等特別支援学校

【相談窓口】戸田市危機管理防災課 防災担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-433-2200

手当・医療費の負担を減らす制

Q 手当や医療費控除について、どんな制度があるのかな？

A 以下の手当等を受けられる可能性があります。

障害(基礎・厚生)年金	病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるようになった 20 歳以上の方。	2 月に 1 回、年金が支給されます。
【相談窓口】 戸田市保険年金課 年金担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-432-1800 浦和年金事務所 TEL:048-831-1638 FAX:048-833-7019		

特別障害者手当	20 歳以上であって、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。 概ね、身体障害者手帳の 2 級障がい 2 つ以上、1 級障がい及び 3 級障がい 2 つ以上程度の障がいを有する方。	年に 4 回、手当を支給します。	【相談窓口】 戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588
障害児福祉手当	20 歳未満の方で、重度の障がいにより常時介護を要する状態の方。 概ね、身体障害者手帳 1 級または 2 級の一部、療育手帳 1 級、精神保健福祉手帳 1 級の方。	年に 4 回、手当を支給します。	
重度障害者等福祉金	手当を受給していない方であって、一定以上の障がいのある方。 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 1 級、A 級または B 級、精神保健福祉手帳 1 級または 2 級、その他指定難病、小児慢性受給者。	年に 3 回、福祉金を支給します。	【相談窓口】 戸田市障害福祉課 障害庶務担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588
心身障害者扶養共済	将来独立自活することが困難である障がい者(児)を扶養する 65 歳未満の保護者。	保護者が毎月掛金を掛けておき、保護者に万一のことがあったときに年金が給付されます。 <u>掛金の助成制度もあります。</u>	

A 障がいのある方の医療費等の負担が軽くなる制度があります。

重度心身障害者医療費助成	重度の障がいがあるが、一定の所得に満たない方。	病院等で診療を受けた保険診療分の自己負担額について助成します。	【相談窓口】 戸田市障害福祉課 障害庶務担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588
自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患により継続して通院している方。	精神疾患に必要な治療を受ける際に、自己負担額が 1 割になります。 <u>自己負担額の助成制度もあります。</u>	【相談窓口】 戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588
自立支援医療(更生医療・育成医療)	治療効果が期待できる障がい者(児)。	身体障がいの除去・軽減のための医療費について、自己負担額が 1 割になります。	TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588

暮らしの場所

Q 保護者がいなくなったら、どこで暮らせばいいんだろう？自宅で生活したいけど、一人でできないこともあって不安がある。

A 一人で生活するのが不安な方は、施設で生活する方法があります。将来に備えて、自立に向けた体験もできます。

<p>グループホーム (共同生活援助) (日中サービス支援型共同生活援助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭に近い雰囲気での集団生活。 ・日中は外出や通所ができます。 ・入浴、排せつ、食事等の支援を受けられます。
<p>障害者支援施設 (障害者施設入所支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主に障がいの重い方が支援を受けて生活しています。 ・入浴、排せつ、食事等の支援を受けられます。 ・創作作業やレクリエーションを実施します。
<p>【相談窓口】戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588</p>	

A 自宅で生活する中でお手伝いが必要な方のためのサービスがあります。

<p>居宅介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅にヘルパーに来てもらい、家事の手伝いをしています。 ・通院や買い物への同行をしてもらいます。
<p>短期入所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間、夜間も含めて施設での介護が受けられます。 ・将来の障害者支援施設等への入所に向けた体験もできます。
<p>緊急時連絡システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急病や事故の際に、親族に連絡が取れる体制を整えます。 ・看護師に医療に関する相談ができます。
<p>食事サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した曜日の昼食を、業者が宅配します。 ・宅配の際に、利用者の安否確認も可能です。
<p>訪問入浴サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に入浴サービス車を派遣し、入浴の介助を行います。 ・月8回(7月、8月は12回)まで利用可能です。
<p>【相談窓口】戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588</p>	

日中の居場所

Q 日中にどこで過ごすか迷っている。お出かけしたいけど一人だと不安がある。

A 以下のサービスを受けられる可能性があります。

通所サービス	常時介護が必要な方が、日中に施設にて入浴、排せつ、食事等の支援を受けたり創作活動に参加できたりします。	生活介護
	身体機能の維持・向上の支援が必要な方が、リハビリテーションや相談を受けられます。	自立訓練（機能訓練）
	生活能力の維持・向上の支援が必要な方が、自立した日常生活を送るために必要な訓練を受けられます。	自立訓練（生活訓練）
	就労を希望する方が、就労に必要な知識・能力を向上させる訓練を受けられます。	就労移行支援
	企業に就労することが困難な方が、生産活動に参加し、工賃を得ることができます。	就労継続支援（A型・B型） A型は雇用契約あり
外出支援サービス	障がいのある方が、創作活動に参加したり、社会との交流の場として利用できます。	地域活動支援センター
	障がいのある方が、余暇活動の参加や公的機関への手続きのための移動等の支援を受けられます。 配車や公共交通機関利用などには、自己負担金が発生します。	移動支援
	知的障がいや精神障がいにより移動が困難な方が、外出時に必要な支援を受けられます。	行動援護
	視覚障がい者が、外出に必要な支援を受けられます。	同行援護
	障害者手帳を所持している方が、障がい者の一時預かりや送迎・外出援助等のサービスを受けられます。	生活サポート

【相談窓口】戸田市障害福祉課 障害者支援担当 TEL:048-441-1800 FAX:048-444-5588

就労に関する相談先

障害のある方を対象に、就労全般の相談支援を行います。

名前	戸田市障害者就労支援センター
住所	戸田市笹目2-9-1（かがやき2階）
電話番号	電話：048-471-9333 FAX：048-471-9334
相談時間	月曜～金曜日 9時～17時、第3土曜日 10時～15時